

議 長 日程第8「議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を  
町 廃止する条例」について、町長の提案説明を求めます。

議 長 議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条  
例を別紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国の方針を受け、技能労務職が従事する業務の民間委託化等を推  
進したことにより、松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用  
を受ける職員が不在となったことから、本条例を廃止したいので提案するもの  
でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

議 総務課長 それでは、議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を  
廃止する条例につきまして御説明させていただきたいと思います。

廃止の理由としましては、技能労務職が従事する業務の民間委託等を推進し  
たことにより、令和3年度から松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の適用を受ける技能労務職員が不在となったことから、今後退職者不補充  
を推進することから、本条例を廃止するものでございます。

恐れ入ります。議案1枚おめくりください。議案本文でございます。附則、  
第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。  
第2項、松田町現業職員の給与に関する規則は、昭和45年松田町規則第8号は  
廃止します。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいた  
します。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。